

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.1

「番号制度」の 検討状況

「番号制度」とは

2011年1月31日、政府・与党社会保障改革検討本部は、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針―主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築―」（以下、基本方針）を公表した。

「番号制度」は、自民党政権下においては、「納税者番号制度」として検討されてきた。民主党政権に変わったあとの2009年の12月に公表された2010年度税制改正大綱において、「社会保障・税共通の番号

制度の導入を進める」と明記され、2010年2月に内閣官房に設置されている国家戦略室に社会保障と税の共通番号制度に関する検討会が設けられ、議論が進められてきた。2010年12月には「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が開かれ、制度導入に向けた中間整理が行われた。

今般の基本方針は、この中間整理を基に策定されたものである。

「番号制度」とは、税務面で使用する場面においては、「各納税者に番号をつけて、様々な所得を税務当局が一元的に把握できるようにするもの」となる。財務省によれば、「納税者全員に番号を付与し、各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること、取引の相手方が税務当局に提出する資料情報（法定調書）及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を『記載』すること、義務付けられる仕組み」と定義されている。この制度により、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。

「番号制度」を主要先進国で導入していないのは、イギリス（ただし、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務では国民保険番号が利用されている）、フランス、わが国のみとされている。

基本方針では、「番号制度」を行政による国民の情報の把握だけでなく、国民が行政サービスを利用するための手段としても位置づけられており、付番、情報連携*、本人確認の3つの仕組みが必要としている。また、「番号制度」導入に対する国民の理解を得るため、従来から議論されてきた所得の正確な把握のための税分野だけでなく、社会保障や年金など給付に関わる分野、すなわち国民がメリットを受ける分野についても「番号制度」を利用することが述べられている。

なお、中間整理においては、番号に何をを使うかということに関して、住民票コードと一対一対応した新たな付番をする方向性が示されている。

*複数の機関において、それぞれの機関ごとに番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みとされる。社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会のもとに設置されている情報連携基盤技術ワーキンググループが検討を行っている。

金融機関での活用

一方、基本方針には記述されていないが、「番号制度」の導入にあたっては、コストを負担することになる民間企業、特に証券会社、銀行などの金融機関が、番号を納税事務以外で活用することもある程度は認めべきであろう。例えば、取引開始時の本人確認やその後の住所変更の確認、金融商品取引法により求められる顧客情報の把握（金融商品の勧誘・販売時の投資経験、財産状況等の確認）、融資審査時等の所得、資産確認など、法令上求められる業務での

利用などは認めてもいいと思われる。

また、これも基本方針には記述されていないが、将来の納税システムのある方も含めた検討が必要である。例えば、証券・金融分野について将来、金融所得一体課税が実現すれば、金融所得内での損益通算が行われるため、証券会社、銀行間など複数の金融機関の口座間での幅広い損益通算が可能になる。この際、顧客が申告しなくても損益通算が行われ、納税・還付できるシステムを構築することが必要になってくるであろうが、「番号制度」がこのシステムに利用できれば、口座間の名寄せを効率的に実施できるであろう。

個人情報保護への課題

「番号制度」の導入に当たって、常に議論されてきたのは、個人情報の漏えいや濫用があった場合に国民のプライバシーが侵害されるのではないかということである。

この点について基本方針では、国家による国民の監視・監督、個人情報への支配、公務員の不正行為に対しては、自己情報へのアクセス記録の確認ができるようなシステムを導入したうえで、行政機関から独立した第三者機関による監視を行うとして

いる。

また、本人が知らぬ間に個人情報をも目的外で利用されるリスクに対しては、目的外利用、提供を制限するとともに、偽造、なりすまし等によるのぞき見のリスクや情報漏えい、改ざんのリスクなどの不正行為のリスクに対しては、安全管理措置や罰則の強化を行うなどの対策を検討するとしている。

現在、個人情報保護に関しては、個人情報保護ワーキンググループ（キーワード参照）において検討されている。

今後の検討スケジュール

基本方針では、今後の「番号制度」の検討に当たって、以下のとおり進めるとしている。

- 番号制度創設推進本部を設置し、国民の理解を得ながら導入を推進。全国47都道府県でシンポジウムを開催（2011年度〜2012年度）。
- 地方公共団体等の実情を踏まえながら、番号制度の実現に向けて地方公共団体等と連携して議論・検討。
- 内閣官房で番号法（仮称）を整備するとともに、関係府省で関係法律の改正等を実施。

この点について基本方針では、国家による国民の監視・監督、個人情報への支配、公務員の不正行為に対しては、自己情報へのアクセス記録の確認ができるようなシステムを導入したうえで、行政機関から独立した第三者機関による監視を行うとして



鳥毛拓馬
大和総研
資本市場調査部
制度調査課 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「法務投資家のための証券投資の会計・税務」（共著、大和証券刊）など。

KEYWORD

個人情報保護 ワーキンググループ

個人情報保護ワーキンググループとは、社会保障・税に関わる番号制度および国民ID制度における個人情報保護の仕組みに関する事項を検討するため、内閣官房に設置されているもの。今後、個人情報保護に関する論点に関して議論を行い、2011年6月に公表予定の社会保障・税番号大綱（仮称）に、議論の結果が盛り込まれる予定となっている。